

# 米沢市公の施設の使用料 の見直し

米沢市企画調整部総合政策課

平成 26 年 4 月

# 目 次

はじめに	.....	1
1 趣旨	.....	1
2 現状と課題	.....	1
3 経緯	.....	2
4 対象とする使用料	.....	2
5 課題の整理	.....	5
6 使用料の設定基準について	.....	5
7 減免基準について	.....	7
8 使用料の算定	.....	8
9 今後の進め方	.....	10

## はじめに

本市では、将来を展望しながら、まちづくりを推進していくための道筋として、平成24年3月に「新米沢市行財政改革大綱（計画期間：平成24～28年度）」を策定しました。その中の50の具体的取組事項の一つとして、『公の施設の減免基準及び施設使用料等の見直し』に取り組むこととしています。

### 新米沢市行財政改革大綱（抜粋）

#### 3 財政運営の改革

##### ②受益者負担の見直し

#### 『 No.38 公の施設の減免基準及び施設使用料等の見直し 』

公の施設の使用料については、厳しい社会情勢を踏まえ改定を見送ってきたが、各施設における受益者負担のあり方や他自治体との均衡性を考慮し、使用料の改定並びに減額及び免除の基準の見直しを行う。

また、使用料の納付単位を時間単位にする等の見直しを行い、より利用者の利用状況に即した料金体系に改定する。

## 1 趣旨

本市における公の施設の使用料について、統一的な基準に基づく料金の見直しを行い、適正化を図ることとします。

また、負担の公平性の確保とともに、より利用者の利用状況に即した料金体系に改定し、財政運営の健全化と行政サービスの向上を図ることとします。

## 2 現状と課題

使用料とは、地方自治法第225条の規定に基づき、地方公共団体の行政財産の使用又は公の施設の利用の対価として、その使用者又は利用者から徴収する金銭のことで、道路・河川占用料、公営住宅使用料、ホール・公民館・体育館施設使用料等があります。公の施設には、地方公営企業の適用を受ける下水道等の事業も含まれ、これらの公営企業において徴収される料金も使用料です。

使用料は、地方自治法第228条の規定に基づき、条例で定めなければならないとされていることから、各施設の設置及び管理に関する条例等によりその額を定めて徴収しています。

しかし、本市の公の施設の使用料の規定は、料金を区分する時間の単位や料金の単価等が施設によって様々であり、類似する施設であっても料金体系の違いがあることから、市としての一体性が図られていません。

また、施設毎に減額・免除（以下「減免」という。）の規定を定めていますが、広範で不明確な面もあり、減免の割合が多くなると、施設の維持管理経費に対する収入の割合が低

くなります。減免については、教育文化の振興など政策的見地から免除するものであり、その適用については、受益者負担の見地から適正にすべきものではありませんが、施設の有効活用という側面もあるため、使用料と税負担のバランスは大きな課題になっています。

### 3 経緯

この見直しを行うに当たり、庁内関係部署の職員で組織する会議を平成24年9月より継続して開催し、総合的に検討を行いました。検討に当たっては、現在の市の公の施設それぞれの金額、徴収方法など使用料の実態を踏まえ、現状分析を行いました。

見直しの内容は、主に金額の算定、使用時間区分、冷暖房料、減免基準の4つの側面から進め、それぞれについて今後の方向性について取りまとめを行っています。

#### ◇ 会議の構成メンバー

総務課行政主査、財政課財政係長、環境生活課生活安全主査、健康課健康企画主査、商工観光課工業労政主査、農林課林務係長、社会教育・体育課指導管理主査、社会教育・体育課体育振興主査、文化課文化振興主査  
 <事務局>総合政策課

### 4 対象とする使用料

施設には、道路や公園などの市民生活に必要で民間では提供されにくいものから、路線バスなどの特定の市民がサービスを楽しみ、民間でも類似のサービスを提供できるものまであります。

また、法令等で受益者負担額（使用料）が決められているもの（市営住宅など）、又は受益者負担を求められないもの（図書館など）については、検討の対象外とします。

このため、対象とする使用料は、本市における公の施設の設置及び管理に関する条例において定められている使用料とし、次の3つの区分による44施設を対象とします。

#### (1) 対象とする施設

区 分	対 象 施 設
集会施設等	① 米沢市すこやかセンター ② 米沢市置賜広域観光案内センター（ASK） ③ 米沢市勤労者福祉センター（アクティール米沢） ④ 米沢市森林体験交流センター ⑤ 米沢市木材工芸品等加工展示施設（笹野民芸館） ⑥ 米沢市林業センター

<p>集会施設等</p>	<p>⑦ 米沢市中央公民館（置賜総合文化センター内）        ⑧ 米沢市青年の家（置賜総合文化センター内）        ⑨ 市内コミュニティセンター（全18館 中部・東部・西部・南部・北部・松川・愛宕・万世・広幡・塩井・六郷・窪田・三沢・田沢・山上・上郷・南原・関分館）</p>
<p>体育施設等</p>	<p>① 米沢市営陸上競技場        ② 米沢市営プール        ③ 米沢市営弓道場        ④ 米沢市営野球場        ⑤ 米沢市営多目的屋内運動場        ⑥ 米沢市営西部野球場        ⑦ 八幡原緑地野球場        ⑧ 米沢市営北村公園テニスコート        ⑨ 八幡原緑地テニスコート        ⑩ 米沢市人工芝サッカーフィールド        ⑪ 米沢市営八幡原体育館        ⑫ 米沢市営体育館        ⑬ 米沢市営武道館        ⑭ 米沢市営相撲場</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>参考（無料の施設）          最上川上流河川緑地野球場、最上川上流河川緑地サッカー場、御成山公園ジャンプ場、田沢クロスカントリー競技場、松川公園陸上競技場サブグラウンド、総合公園多目的グラウンド</p> </div>
<p>文化施設等</p>	<p>① 米沢市上杉博物館        ② 米沢市市民文化会館        ③ 米沢市座の文化伝承館        ④ 米沢市市民ギャラリー</p>

(2) 例外とする施設

<p>法令等により別に規定される施設</p>	<p>① 米沢市市営住宅 ⇒<u>公営住宅法に基づく応能応益家賃方式の施設</u></p> <p>② 米沢市立図書館 ⇒<u>図書館法により対価徴収のできない施設</u></p>
<p>施設の特殊性により、別の基準による使用料の設定が必要な施設</p>	<p>① 米沢市市民バス ○ 米沢-(松原)関根線 ○ 米沢-田沢線 ○ 米沢市役所-万世線 ○ 米沢市市街地循環路線(右回り・左回り) ⇒<u>民間会社との競合性があり、別の基準で検討が必要な施設</u></p> <p>② 米沢駅前駐車場(北・西・東)</p> <p>③ 米沢自転車等駐車場(駅前・駅東) ⇒<u>民間類似施設と同様の時間区分等の設定が必要な施設</u></p> <p>④ 米沢市斎場 ⇒<u>利用者等特殊性のある施設</u></p> <p>⑤ 米沢市老人福祉センター(寿山荘) ⇒<u>利用者等特殊性があり、老人福祉法により料金について規定されている施設</u></p> <p>⑥ 米沢市立病院前駐車場 ⇒<u>病院来院者の利便性を図るための特例措置(目的外利用者については使用料を徴収)施設</u></p>
<p>その他の施設</p>	<p>① 米沢市立小・中学校 ⇒<u>学校教育施設を有効利用するための社会開放</u></p> <p>② 米沢市営と畜場/米沢市食肉市場/米沢市吾妻山麓放牧場/米沢市田沢採草地 ⇒<u>利用者が限定される施設</u></p> <p>③ 米沢市都市公園(市内33都市公園等) ⇒<u>利用者が不特定多数のため受益者を特定し、負担を求めることが適切でない施設</u></p>

## 5 課題の整理

### (1) 公平性のある統一した料金体系の整備

- ① 類似施設の料金体系の統一  
(時間単位、単価、冷暖房料等)

### (2) 統一的な減免規定の整備

- ① 統一した減免の標準的基準の設定
- ② 施設ごとの減免基準の適正化

## 6 使用料の設定基準について

### (1) 使用時間区分について

例外施設を除き、各施設1時間単位の設定とします。

#### 【理由】

現在、施設により次のように4つの異なる使用時間区分があり、より使用しやすい統一した時間区分の設定が必要です。ただし、施設の特特殊性によっては例外施設も必要となります。

現状での使用時間区分は、午前(9:00~12:00)、午後(13:00~17:00)までと3時間・4時間という時間となっており、1時間等の短時間の利用者にとっては利用しにくい側面もあったため、1時間単位の設定とします。

これまでの4つの使用時間区分

- ① 午前・午後・夜間の3区分
- ② 午前・午後の2区分
- ③ 1日単位
- ④ 1時間単位

#### 【例外施設】

施設の利用形態により、長時間、又は長期間の使用となる以下の5施設については例外施設とし、それぞれの使用時間区分とします。

- ・米沢市中央公民館(展示室) → 午前・午後・夜間
- ・米沢市市営プール → 1人につき午前、午後又は夜間のいずれか1回
- ・米沢市市民ギャラリー → 1日
- ・米沢市市民文化会館(ホール) → 午前・午後・夜間・全日
- ・米沢市青年の家(宿泊) → 1泊

#### 【実施時期】

時期については、利用者への周知期間、施設を管理する指定管理者の状況等を踏まえ、施設ごとに検討していきます。

## (2) 冷暖房料の徴収方法について

冷暖房を使用する場合、使用申請時間に応じた冷暖房料を施設の使用許可申請時に徴収（前納）します。

### 【理由】

現在、施設により3つの異なる冷暖房料の徴収方法により徴収しており、適正な統一した方法が必要です。冷暖房料は夏季・冬季のみ使用するもので、施設利用者全員が使用するものではありません。冷暖房を使用する場合にのみ徴収するという受益者負担の原則に基づき、冷暖房料を徴収します。

これまでの3つの冷暖房料の徴収方法

- ① 冷暖房を使用する場合のみ徴収
- ② 冷暖房の使用の有無に関わらず、時期を定めて徴収
- ③ 施設使用料に冷暖房料も含み通年徴収

### 【実施状況及び変更内容】

施設の使用許可申請時に冷暖房料を徴収することについては、全施設で実施しています。（ただし、現状として上記の徴収方法のうち、②及び③で徴収している施設については、①の「冷暖房を使用する場合のみの徴収」への変更とします。）

### 【実施時期】

時期については、利用者への周知期間、施設を管理する指定管理者の状況等を踏まえ、施設ごとに検討していきます。

## (3) 市民以外の利用者に係る使用料について

本市の市民と同様の使用料とします。

### 【理由】

現在、施設により市民以外の利用者に係る使用料に関して割増料金を設定している施設が一部ありますが、適正な統一した料金設定が必要です。

市民と市民以外の料金に差を設け、市民以外からの使用について割増料金を設ける考え方もありますが、本市においては「広域利用の促進」や「交流人口の拡大」を図るために市民以外の使用料についても市民と同様の使用料を徴収します。

### 【実施時期】

時期については、利用者への周知期間、施設を管理する指定管理者の状況等を踏まえ、施設ごとに検討していきます。

## 7 減免基準について

すべての施設での対応となるような共通する減免基準を作成します。

### 全施設に共通する減免の基準

団体利用の場合	免除	本市又は教育委員会が主催する事業等に利用する場合
個人利用の場合 (米沢市在住の方)	免除	① 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、 精神障害者保健福祉手帳1級 ② 未就学児
	減額 (50%減額)	① 身体障害者手帳の3～6級、療育手帳B、 精神障害者保健福祉手帳2・3級

\*減免については使用料のみの適用とし、冷暖房料については徴収します。  
(ただし、市又は教育委員会が主催する事業等に利用する場合は除きます。)

#### ① 施設ごとに定める減免の基準について

基準の共通化が困難な施設については、「負担の公平性」、「施設の設置目的と利用者の関係」などを十分考慮して、施設ごとに減免の取扱を定めます。(例：米沢市社会教育施設の使用料減免要領等)。なお、施設ごとの減免の基準については、別途公表いたします。

#### ② 減免の適用範囲について

減免については使用料のみの適用とし、冷暖房料については徴収します。(ただし、市又は教育委員会が主催する事業等に利用する場合は除きます。)

## 8 使用料の算定

本市における公の施設は、多くの方に利用していただいていることから、急激な使用料の改定、特に金額が上がることは、利用者にとって大きな負担となります。

この4月1日（平成26年4月1日）に消費税率が8%に引き上げられることに伴い、本市の公の施設の使用料についても、消費税率引き上げの適正な転嫁を図るため、消費税率引き上げ相当分の金額を改定したところです。

今後、平成27年10月にも消費税率10%への引き上げが予定されており、実施されるとさらに金額の改定が必要となり、利用者には負担となる可能性が出てきます。

使用料の改定が、たびたび行われることは、利用者の負担が増えるとともに、混乱を招きかねません。

このような観点から、当面は消費税率引き上げに伴う使用料改定のみを行い、金額改定（使用料の算定方法）については、今後、消費税率の引き上げの影響等を踏まえ、改めて検討していくこととします。

なお、庁内関係部署の職員で組織する会議の中では、使用料の算定方法についても検討されたことから、その内容について掲載をすることとし、今後の検討過程においても、今回の内容を踏まえ検討していくこととします。

以下、庁内関係部署の職員で組織する会議の中で検討された内容となっています。

### (1) 算定方法の統一化

これまでの本市の公の施設の使用料は、本市の類似施設や近隣自治体の同種施設の料金とのバランスを考慮して金額を決めており、具体的な算定方法等により算定しているものではありません。このため、公平性のある統一した料金体系を整備するために算定方法の統一化が必要です。

### (2) 原価算定の基本的考え方

#### ① 原価の基礎

「負担の公平性」を確保する観点からは、施設の建設からサービスの提供に至るまでの間に要する費用を対象としたうえで、「積算基礎」を設定することにより、適正な受益者負担額（使用料）を算定する必要があります。この考えにおいては、施設の経常的な維持管理費の一定の割合を利用者に負担していただくことを基本としています。

#### 【原価算定に用いる費用】

##### ・施設整備費用（減価償却費）

→ 建物取得時に要した支出額を、耐用年数を基準として年度毎に配分する費用。  
（施設は年数の経過に伴い資産価値が減少するため、世代間の負担の公平性の観点から、減価償却費（定額法：耐用年数に応じて毎年定額（同額）の減価償却を計上していく方法）を費用とする。）

##### ・維持管理費用（指定管理施設の場合、指定管理料）

→ サービス提供や施設を維持管理するための業務に直接従事する職員に要する費用や、物品の購入や施設の修理等に要する費用

**・その他費用**

→ 大規模な修繕等に要した経費等

② 原価に含まない費用

以下の費用については原価に含まないものとします。

原価に含まない費用	理由
土地の取得に要した費用	土地は他の有形の固定資産のように、原価を将来に渡って費用配分するという原価償却の考え方をもっていません。 また、数年の経過により資産価値が減少するものでなく、施設が廃止された後も市の資産として残るため、原価として算定することは適切ではありません。
間接的な費用 ・ 事業運営費等に要する費用など	事業運営等に要する費用や災害等の特殊事情により一時的・臨時的に要した費用等、通常サービスの提供するのに直接関連しない費用は其中で賄うのが適切です。
一時的・臨時的に要した費用 ・ 災害による現場の復旧に要した費用など	

(3) 算定方法

$$\frac{\text{原価算定経費(円)}}{\text{施設面積(m}^2\text{)} \div \text{年間使用可能時間(h)} \times \text{貸出面積(m}^2\text{)}} \\ \downarrow \\ \text{施設整備費用+維持管理費+その他費用}$$

\*ただし、使用料の算定方法には国や県等でも明確な定めがありません。この算定方法により算定した場合の課題もあります。

課題

○ 整備時期の違いによる整合性

整備後、数十年経過の施設もあれば、最近整備された施設もあり、整備時の物価動向、落札金額が大きく違い、整合性がとれない。

○ 維持管理費用の違い

施設が古いほど修繕費などの維持管理費用がかかる傾向があり、新しい施設は維持管理費用がかからない。この場合、維持管理費用が多くかかる古い施設の使用料が高くなる可能性がでてくる。

9 今後の進め方

使用料等の見直し等については、一律一斉に行うのではなく、施設ごとの利用実態、各施設に導入している指定管理者制度の更新時期など、改定した場合の影響等の観点から総合的に判断し進める必要があります。

これまでの検討内容をベースに、各関係部署と、使用時間区分等の改定時期、また消費税率の引き上げなどの社会情勢を考慮しての使用料の算定について、引き続き検討を進めていきます。